

## DC運営管理機関の評価に関する通知（案）について （パブリックコメント）

厚生労働省は、2018年5月21日、DC運営管理機関の評価に関する通知（案）を示し、パブリックコメント手続き（6月19日まで意見募集）に付しました。

DC運営管理機関の評価に関しては、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（DC改正法）による改正後のDC法第7条第4項において、DC運営管理機関間の競争を促し加入者等の利益を確保するため、「運営管理業務を委託する事業主は、委託するDC運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、検討を加え、必要に応じてこれを変更すること」が努力義務とされました。（施行日：2018年5月1日）

今回の通知（案）は、これを受けて、事業主によるDC運営管理機関の評価の実効性を確保すること等を目的とするものです。（施行日：通知の発出日〈パブリックコメントの結果公示日〉）

当年金NEWSでは、通知（案）の内容について、ご案内いたします。

- 「確定拠出年金制度について」の一部改正案及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180036&Mode=0>

### 【内容】

（別紙）DC運営管理機関の評価に関する通知（案）について（パブリックコメント）

### 【ご参考】

同日、DC運営管理機関の評価に関して、運営管理機関の対応を定めた省令等（案）も示され、同じくパブリックコメント手続き（6月19日まで意見募集）に付されています。

- 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180035&Mode=0>

\* 本資料では、「確定拠出年金」を「DC」と表記します。

### 年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp